

市第80号議案

横浜市下水道条例の一部改正

横浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市下水道条例の一部を改正する条例

横浜市下水道条例（昭和48年6月横浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 公共下水道の構造の技術上の基準等（第26条—第31条）

を

「第5節 公共下水道の構造の技術上の基準等（第26条—第31条）

第6節 浸水被害対策区域（第31条の2）」

に改める。

第2章に次の1節を加える。

第6節 浸水被害対策区域

第31条の2 法第25条の2に規定する条例で定める区域（以下「浸水被害対策区域」という。）は、市長が指定する区域とする。

2 市長は、前項の規定により浸水被害対策区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

浸水被害対策区域を指定するため、横浜市下水道条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市下水道条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$

目次

（第1章省略）

第2章 公共下水道

（第1節から第4節まで省略）

第5節 公共下水道の構造の技術上の基準等（第26条—第31条）

第6節 浸水被害対策区域（第31条の2）

（第3章から第5章まで及び付則省略）

第6節 浸水被害対策区域

第31条の2 法第25条の2に規定する条例で定める区域（以下「浸水被害対策区域」という。）は、市長が指定する区域とする。

2 市長は、前項の規定により浸水被害対策区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。